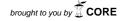
説(1)



論 説

ウィーン体制期国際秩序への 普遍史的理解の深化

---19世紀国際政治史における自由主義の影響

大 原 俊一郎

- 1. はじめに
- 2. 「普遍史 (Universalgeschichte)」とはなにか?
 - 2.1. ランケによる普遍史の再定義
 - 2.2. 文明批判・国際政治批判の文脈
 - 2.3. 歴史の「摂理」の重視
- 3. 戦間期におけるメッテルニヒ外交の再評価
 - 3.1. ハインリヒ・フォン・スルビクによる再評価
 - 3.2. ヴェルナー・ネフによる再評価
- 4. 冷戦期の状況
- 5. 冷戦終結後における普遍史的理解の深化
 - 5.1. 冷戦終結後の状況
 - 5.2. アンゼルム・デーリング=マントイフェルの国際体系論
 - 5.3. エッカート・コンツェの自由主義批判
- 6. おわりに

1. はじめに

ウィーン体制期研究が活況を呈している。1815年のウィーン会議から200年を経過したことで、近年ではウィーン会議関連の研究¹⁾が連続するとともに、メッテルニヒに関する本格的かつ総合的な研究²⁾が久方ぶりに現れている。他方で中東欧の研究者によるメッテルニヒ外交の再評価³⁾も進むなど、当該分野の重要な研究が相次いでいる。

だが、そうした活況の背景にあるのはウィーン会議200年という節目の年

51巻2号 (2017. 1) (352)

(2)ウィーン体制期国際秩序への普遍史的理解の深化

を迎えたためという理由だけではない。より本質的な要因は、19世紀の国際政治史が現代的意義を持って捉え直されているためである。

というのも、長くウィーン体制期研究に従事してきたアンゼルム・デーリング=マントイフェルが現代の問題性について「ブーム後(Nach dem Boom)」⁴ に立ち現われてきたものと位置付けたように、戦後の安定した経済秩序の上で実現した「ブーム」が1970年代に終焉し、この「ブーム後」に始まった新自由主義化こそが現代の問題性の核心であるとする時代認識と関連している⁵)。この「ブーム後」をとりわけ19世紀の自由主義と比較することにより、歴史的に位置付けつつ、「ブーム後」を生み出す構造・プロセスを検証し、その問題性を明らかにしようとする研究動向は特に近年の大きな趨勢となっている⁶)。これに合わせ、近世・近代の主要な歴史研究者

¹⁾ ウィーン会議に関する近年の主要な研究として、*Heinz Duchhardt*, Der Wiener Kongress. Die Neugestaltung Europas 1814/15, München 2013; *Wolf D. Gruner*, Der Wiener Kongress 1814/15, Stuttgart 2014; *Reinhard Stauber*, Der Wiener Kongress, Wien 2014; *Thierry Lentz*, 1815. Der Wiener Kongress und die Neugründung Europas, München 2014. 近年のウィーン会議研究の動向を総括したものとして、*Winfried Baumgart*, Der Wiener Kongress 1815, in: Historische Zeitschrift 301 (2015), S.705-722.

^{2) 2016}年に出版されたヴォルフラム・ジーマンのメッテルニヒの評伝では、メッテルニヒに関する先行研究の総括がきわめて詳細になされている。*Wolfram Siemann*, Metternich: Stratege und Visionär, München 2016, S.16-30.

³⁾ Miroslav Šedivý, *Metternich, The Great Powers and the Eastern Question*, Pilsen 2013.

⁴⁾ Anselm Doering-Manteuffel/ Lutz Raphael, Nach dem Boom. Perspektiven auf die Zeitgeschichte seit 1970, 3. Aufl, Göttingen 2012, S.25-29.

⁵⁾ これに関連する研究として、Morten Reitmayer/ Thomas Schlemmer (Hrsg.), Die Anfänge der Gegenwart. Umbrüche in Westeuropa nach dem Boom, München 2014; Anselm Doering-Manteuffel/ Jörn Leonhard (Hrsg.), Liberalismus im 20. Jahrhundert, Stuttgart 2015; Anselm Doering-Manteuffel/ Lutz Raphael/ Thomas Schlemmer (Hg.), Vorgeschichte der Gegenwart. Dimensionen des Strukturbruchs nach dem Boom, Göttingen 2016.

⁶⁾ 例えば、*Andreas Rödder*, 21.0. Eine kurze Geschichte der Gegenwart, München 2015, S.11-17.

が1970年代以降の現代史研究に乗り出す事例も現在では当たり前の光景となっている。すなわち、近年のウィーン体制期研究においては、「会議は踊る」という謳い文句に代表されるような優雅な時代認識としてではなく、現代に直結する問題としてのアクチュアルな重要性を帯びつつあるのである。

しかしながら、わが国においては、これらの比較論の前提となる19世紀 国際政治史、とりわけ自由主義の国際政治への影響について、議論の蓄積 がほとんどないのが実情である。少なくともドイツ語圏の研究の蓄積を参 照しつつ、その問題性を掘り下げた研究は寡聞にして知らない。

そこで本稿においては、19世紀国際政治史の包括的研究の前段階として、ウィーン体制期に関し、「普遍史」と呼ばれる歴史論に立って展開されてきた戦間期以降のドイツ語圏における研究史を素描的に検討していく。本稿では最初に「普遍史」についての概略的な説明を行い、その後に、戦間期・冷戦期・冷戦終結後という時代の普遍史的な意味での主要な研究を検証していく。本稿を通じ、普遍史的国際政治論に一貫して流れている問題意識を明らかにしつつ、その現代的意義について論じていきたい。

2. 「普遍史 (Universalgeschichte)」とはなにか?

2.1. ランケによる普遍史の再定義

ドイツ語圏におけるウィーン体制期国際秩序研究を回顧するとき、そこに一貫した歴史的視座を見出すとすれば、「普遍史」という歴史観の存在を無視することはできない。そこで以下においては多少の紙幅を割き、この「普遍史」なるものを手短に検討していきたい。

本稿における普遍史の定義を概略的に捉えるならば、そもそも普遍史とはキリスト教的な歴史観を指していたが、18世紀のゲッティンゲン学派から普遍史の世俗化が始まり、シュレーツァーによって「新たな形式の普遍史」が成立したことに端を発している。英国学派の創始者の一人であり、ランケ史学をイギリスに忠実に移植したハーバート・バターフィールドがシュレーツァーを「普遍史の父」としたのも、ランケとアクトン卿をその「直系の継承者」としたのも、この「新たな形式の普遍史」という意味においてである7。

(4) ウィーン体制期国際秩序への普遍史的理解の深化

この「新たな普遍史」はキリスト教的価値観を投影する歴史観とは異なり、諸理念や諸精神を俯瞰する視点に立ち、史料に基づいて客観的な歴史叙述を展開するものである。ここではランケがカトリック的世界の豊潤性に開眼することで自身のプロテスタント的立場を相対化し、両精神を俯瞰する視点からのヨーロッパ理解を進めたことの影響がきわめて大きなものとなっている8)。すなわち、19世紀における保守主義と進歩主義、あるいはそれ以前から続くカトリックとプロテスタントの対立を超克する視座であり、国際政治を「普遍主義相互の角逐と総合の場」として捉える歴史観ということができる。ここにおいて特定の理念に対する没入と過大評価を抑制するという意義が強調され、バターフィールドの『ウィッグ史観批判』9)にみられるように、キリスト教に代わって自由の理念を置き、人類の歴史を自由獲得の歴史とする「古い形式の普遍史」の再来を鋭く批判するという特徴を持っている。

2.2. 文明批判・国際政治批判の文脈

普遍史的な歴史論の第二の特徴とは、文明の高度化、国際競争の激化に伴う人間と国家の傲慢・独善に対する批判という点が挙げられる。

例えば、厳密には普遍史的な立場に立つ歴史研究者ではない外交史家クラウス・ヒルデブラントもこうした視点の影響を受けている。一例を挙げると、ヒルデブラントの従来の論文業績を集大成したヒルデブラント論文選にこうした影響を見ることができる¹⁰⁾。この論文選は『イカロスの翼』と名付けられ、とりわけドイツを中心としたヨーロッパ諸国が19世紀末に

⁷⁾ 普遍史に関する学史的研究として、Herbert Butterfield, *Man on His Past*, Cambridge 1955, pp.6-8, 32-61, especially 49-50; Keith C. Sewell, *Herbert Butterfield and the Interpretation of History*, New York 2005, pp.165-180.

⁸⁾ ランケの普遍史的視野の獲得過程の検討に関しては、大原俊一郎『ドイツ正統史学の国際政治思想』ミネルヴァ書房、2013年、54-63頁。あるいは、Leonard Krieger, *Ranke, The Meaning of History*, Chicago 1977.

⁹⁾ ハーバート・バターフィールド『ウィッグ史観批判』(越智武臣ほか訳) 未来 社、1967年、18-40頁。

¹⁰⁾ *Klaus Hildebrand*, Der Flug des Ikarus, Studien zur deutschen Geschichte und internationalen Politik, München 2011.

^{(349) 51}巻2号 (2017.1)

かけて上昇していき、1900年頃を境にイカロスの翼が太陽に焼かれ¹¹⁾、第一次世界大戦と第二次世界大戦で完全に地上に叩きつけられた、といった暗黙の主張につながっている。ここにみられるのは世界の権力闘争を勝ち上がったヨーロッパ諸列強の傲慢と独善に対する冷徹な批判であり、一度は権力の絶頂に立ちながら、ある種の自滅によってその立場を米ソに奪われ、東西に分断され引き裂かれたヨーロッパを生み出したことへの痛烈な批判である。

また、これに関連して、「国際政治」という営みに対する批判を展開することもある。例えば、20世紀ドイツを代表する歴史家の一人であり、戦後はミュンヘン大学教授として、ハインリヒ・ルッツ(Heinrich Lutz)、ロタール・ガル(Lothar Gall)、ペーター・クリューガー(Peter Krüger)など20世紀後半のドイツ歴史学界を担う多くの後継者を育てたフランツ・シュナーベルにこうした批判を見ることができる。シュナーベルによれば、国際政治とはすなわち「終わりなき闘争、数え切れぬ戦争、法の侵害と暴力行為、一度として中断されたことのない覇権と勢力均衡をめぐる循環」の営みであった 120 。

2.3. 歴史の「摂理」の重視

普遍史的な歴史論の第三の特徴として、前項と関連するが、人間と国家の傲慢・独善が至る破滅的な結果に対する反省と克服を強調する、という点が挙げられる。すなわち、歴史の「摂理(providence)」を認識し、「摂理」に学ぶということである。近年、バターフィールド研究が進展し、バターフィールドの歴史論における「摂理」¹³⁾の重要性がたびたび指摘されているが、それはまさしくこの文脈に拠るものである。

¹¹⁾ *Klaus Hildebrand*, Globalisierung 1900, Alte Staatenwelt und neue Weltpolitik an Wende vom 19. Zum 20. Jahrhundert, in: Ders., Der Flug des Ikarus, S.235-257, besonders 235-237.

¹²⁾ *Franz Schnabel*, Das Problem Bismarck, in: Lothar Gall (Hrsg.), Das Bismarck-Problem in der Geschichtsschribung nach 1945, Köln 1971, S.97-118, bosonders 117.

¹³⁾ Sewell, Herbert Butterfield and the Interpretation of History, pp. 94-111; Michael Bentley, The Life and Thought of Herbert Butterfield, Cambridge 2011, pp. 204-232.

(6)ウィーン体制期国際秩序への普遍史的理解の深化

この歴史の「摂理」という観点を最も直截に表現した例として、ヴァイツゼッカー元西独大統領の戦後40周年記念演説、いわゆる『荒れ野の40年』演説が挙げられる。ここでヴァイツゼッカーはヨーロッパのナショナリズムの高揚による破滅への道やナチズムの歴史的犯罪によるドイツ国家の破滅を「歴史における神の御業(Wirken Gottes in der Geschichte)」として位置づけたのは、こうした「摂理」の文脈に拠るものである。もっともヴァイツゼッカーは歴史研究者ではないが、当演説の作成には多くの歴史家が介在しており、歴史家の観点が盛り込まれていることは疑いがない。ドイツの歴史家は直接「神」という文言を用いないが、あえてこの文言を挿入するところに演説全体の真の政治性が含まれているものと思われる140。

すなわち、「新しい普遍史」においては「古い普遍史」のように歴史を叙述する際に、とりわけ個別の実証の際に直接的なキリスト教価値観の投影は行わないものの、歴史全体の流れの中には「摂理」という形である種のキリスト教的な、さらに言えば神学的な文脈が含まれることになるのである。

3. 戦間期におけるメッテルニヒ外交の再評価

3.1. ハインリヒ・フォン・スルビクによる再評価

それでは、こうした普遍史的な意味での歴史論はウィーン体制期研究にいかなる影響を及ぼしているのであろうか。その端的な事例として、戦間期に活躍した歴史家ハインリヒ・フォン・スルビクによるメッテルニヒ外交の本格的再評価が挙げられる¹⁵⁾。

スルビクは第一次世界大戦後にメッテルニヒの積極的な再評価を始め¹⁶⁾、 後に大部のメッテルニヒ伝を書き上げている¹⁷⁾。この中で、スルビクはメッ

¹⁴⁾ 演説全体の宗教的・政治的背景を考察したものとして、永井清彦「信徒ヴァイツゼッカーと政治」『桃山学院大学キリスト教論集』第45巻、17-31頁。

¹⁵⁾ オーストリアの歴史家でウィーン大学教授のスルビク(1878年 - 1951年)は、一貫してヨーロッパ普遍主義の復興を訴えた。スルビクの研究の全体像に関して は、*Fritz Fellner*, Heinrich von Srbik- "Urenkelsschüler Rankes", in: Ders., Geschichtsschreibung und nationale Identität, Wien 2002, S.330-345.

¹⁶⁾ *Heinrich Ritter von Srbik*, Metternich, in: Erich Marks und Karl Alexander von Müller, Meister der Politik, Bd.3, Stuttgart 1924, 2.Aufl.

^{(347) 51}巻2号 (2017.1)

テルニヒによる国際秩序形成の現実政治的側面を評価しつつ、ヨーロッパ 普遍主義的理念を再評価した¹⁸⁾。

スルビクがメッテルニヒ外交の中でとりわけ高い評価を与えるのは、メッテルニヒ外交の「覇権に対するヨーロッパ勢力均衡の再設定と普遍的君主制に向けた努力」であった¹⁹⁾。またそのヨーロッパ協調の理念は「社会的保守主義(Sozialkonservatismus)」と位置付けられるものであり、ヨーロッパ勢力均衡の再設定と普遍的君主制に向けた努力によって、ヨーロッパの社会的一体性を確保し、ヨーロッパ国際秩序に法の支配をもたらしたと称賛したのである。

ここで、スルビクの主張を若干補足する必要があろう。まず、メッテルニヒは実際に外交にあたって諸国家間の公理すなわち「法」を重視する姿勢を明確にしている。ここでいう「法」とは18世紀的な大国政治の調停原理や行動原理としての「法」であり、19世紀中盤以降に規定が細分化され大国政治の調停機能の意味合いが弱められた国際法ではない。ここでスルビクは諸国家間の公理としての法を普遍的君主制に連なるものとして捉えており、現在の主流的な国際法解釈である世俗主義的国際法理解とは大きく見解が相違している。

普遍的君主制についても、ハプスブルクのカール五世や全盛期のフランスにおいて普遍的君主制が主張された後、17世紀末イギリスにおいてその中の「調停者(Arbiter)」としての役割が強調され、ドイツの法学者によって「調停者」に代わって「法」を定置することで国際法理論が定式化されている²⁰⁾。こうした流れの一貫性を主張するスルビクにとって、メッテルニヒ外交の意義とは、「摂理」の表現としての「法の支配」をヨーロッパ国

¹⁷⁾ Heinrich Ritter von Srbik, Metternich, 3Bde., München 1957, c1925.

¹⁸⁾ *Srbik*, Metternich, Bd.1, S.320.

¹⁹⁾ Srbik, Metternich, in: Meister der Politik, S.80.

²⁰⁾ 普遍的君主制と勢力均衡との関係性については、Franz Bosbach, Monarchia Universalis. Ein politischer Leitbegriff der frühen Neuzeit, Göttingen 1988, S.122-124; また普遍的君主制から国際法への転換を批判的に捉えた論考として、Olaf Asbach, Dynamics of Conflict and Illusions of Law, in: Olaf Asbach & Peter Schröder (eds.), War the State and International Law in Seventeenth-Century Europe, Aldershot 2010, pp.249-265, especially 250-252, 257-261.

(8) ウィーン体制期国際秩序への普遍史的理解の深化

際秩序に設定したことであり、同時にそれはキリスト教共同体としての普遍的君主制の再生でもあったのである。

「勢力均衡の再設定」という主張に関しては、近世初期における勢力均衡として覇権国家に対する対抗同盟を形成する「政略的勢力均衡」が形成され、18世紀には大国政治の調停原理としての法を通じた五大国均等化原理としての再編成が行われ、19世紀初めに再設定された五大国秩序・国際システムとしてのウィーン体制が成立している。ここにみられるのは動的・政略的国際秩序から静的・安定的秩序への変容であり、絶え間なき紛争を引き起こす近世・近代原理に「法」「安寧」という中世原理を挿入することで国際秩序が安定化したという普遍史的な歴史解釈である²¹。

3.2. ヴェルナー・ネフによる再評価

スルビクと同時代にスイスで普遍史的歴史論を担ったのはヴェルナー・ネフ(Werner Näf)である。ネフは新ランケ派のエーリヒ・マルクスに師事し、ベルン大学教授として、スイスの一国史的立場を超え、普遍史的歴史叙述を展開した。

このネフが戦間期にまず行った歴史論が、神聖同盟の再評価である。ネフは1927年に出版した『神聖同盟』の中で神聖同盟の正統主義的介入を批判しつつ、その理念を再評価した。同時にそれはウィーン体制期の超国家的連帯が可能にした「汎ヨーロッパ政治」を再評価する内容であった。すなわち、こうした超国家的連帯をキリスト教共同体から連なるものとして捉え、その意義を称揚したのである²²⁾。

次にネフが行ったのが、自由主義の問い直しであった。ネフは世界大恐

^{21)「}自由と安全保障」の近世・近代原理と「法と安寧」という中世原理を対比して論じたものとして、Arno Strohmeyer, Ideas of Peace in Early Modern Models of International Order: Universal Monarchy and Balance of Power in Comparison, in: Jost Dülffer/ Robert Frank (eds.), *Peace, War and Gender from Antiquity to the Present*, Essen 2009, pp.65-80, especially 76-79.

²²⁾ ネフは神聖同盟形成の際のメッテルニヒとアレクサンドル一世との立場の違いを対比させつつ、最終的にはヨーロッパ政治におけるメッテルニヒの意図を反映させるものとして、同盟が収斂していったことを論じている。*Werner Näf*, Zur Geschichte der Heiligen Allianz, Bern 1928, S.19.

慌後の1935年に出版した『国家と国家思考』の中で19世紀以来の自由主義のあり方を鋭く問い直した。ネフによれば、神聖同盟やウィーン体制を崩壊に追い込んだ自由主義は、結局のところ自由競争の前提のもとに有能な者、強者を利己主義の貫徹によってさらに上へと押し上げる原理であった。すなわち、その後の帝国主義を生み、世界大恐慌へと連なる一大要因として自由主義を捉えており、自由主義が支配的原理になった際の暴力・圧政・紛争の構造的激化を批判したのである。ネフは国際的にも国内的にもこれに対抗する社会的連帯を取り戻す必要があると主張、言い換えれば、強者も弱者も包容する秩序への再編を行うことでウィーン体制期初期の連帯の政治を取り戻すべきとするものであった²³⁾。

しかしながら、その後、スルビクとネフは対照的な道を歩んでいく。スルビクは大ドイツによるオーストリアの大国政治への復帰を渇望したため、ナチス政権期の独墺合邦(アンシュルス)に加担し、汚名を残すこととなった。逆にスイス人であったネフの主張は、第二次世界大戦後にヨーロッパ大陸国における保守政治主導の福祉国家建設という形で結実している。たしかにスルビクの過ちは普遍史的歴史論がランケ的国際政治観照の立場から積極的に権力政治を肯定する新ランケ派的現実主義に近づいた際の陥穽を暗示しているが、とはいえ、逆に安直に普遍史的歴史論を「ナチズムへの道」として位置付けることは議論のすり替えとなろう。というのも、スルビクとナチズムでは基本的に目指す国家像・ヨーロッパ像も大きく異なり、所属する社会的ミリューも異なっている。またスルビクの主張に含まれている普遍的妥当性を考慮すれば、両者は別個の政治理念を持つ異なる政治主体として考察するべきと思われる。

4. 冷戦期の状況

第二次世界大戦におけるドイツの惨憺たる敗北の結果、それまでのプロイセン主導の国家形成、とりわけ19世紀にビスマルクが主導したドイツ国民国家建設が批判にさらされることとなる。いわゆるビスマルク論争である。この中でスルビクがメッテルニヒを擁護し、シュナーベルもスルビク

²³⁾ Werner Näf, Staat und Staatsgedanke, Bern 1935, S.9-27, besonders 25.

(10) ウィーン体制期国際秩序への普遍史的理解の深化

に同調した。一方、マイネッケは自由主義をキリスト教の伝統の中に位置づけ、19世紀以来の両派の対立の融和を図った。ヨーロッパ政治においてはウィーン体制期の再来と位置付けられるような独仏和解を中心としたヨーロッパ統合が進展した。

しかしながら、冷戦期においては19世紀オーストリア政治やドイツ連邦の再評価を図ったルッツやルンプラー、あるいはフェルナーらの歴史家を除いてウィーン体制期再評価は低調であったと言える²⁴⁾。むしろ、冷戦期においては、キッシンジャーやシュローダーなどアメリカでウィーン体制期研究が降盛を迎えていた²⁵⁾。

こうした中で、ドイツ語圏においては外交史と社会史の対立にみられるように、国内政治の文脈で議論が進展したため、普遍史が正面からその存在意義を問われ、主張するという事例に乏しく、むしろ最大の普遍史的歴史解釈は冒頭に挙げたヴァイツゼッカー演説であったと位置付けられる。たしかに一面でランケ再評価が進み、70年代には『ランケ・ルネサンス』²⁶⁾の再評価が行われたが、ランケの普遍史的側面の再評価というよりはむしろ、ランケの国際政治観照の姿勢と権力政治との距離感、あるいは社会史的視野の保有が再評価され²⁷⁾、むしろランケの普遍史的歴史論はイギリスのバターフィールドによって再評価されていた²⁸⁾。

しかしながら、その一方でテオドール・シーダーによってヨーロッパ国際政治史研究が継続され、ディーター・ランゲヴィーシェを中心に自由主義研究が深化した²⁹⁾。冷戦期におけるこれらの研究は冷戦終結後に結実することとなる。

²⁴⁾ Heinrich Lutz, Zwischen Habsburg und Preußen, Berlin 1985; Helmut Rumpler (Hrsg.), Deutscher Bund und deutsche Frage 1815-1866, Wien 1990; Fritz Fellner, Geschichtsschribung und nationale Identität, Wien 2002.

²⁵⁾ Paul W. Schroeder, *Metternich's Diplomacy at Its Zenith 1820-1823*, Austin 1962, especially pp.12-13.

²⁶⁾ Vgl. Hans-Heinz Krill, Die Ranke Renaissance, Berlin 1962, S.256-259.

^{27);} Wolfgang J. Mommsen, Ranke and the Neo-Rankean School in Imperial Germany, in: Georg G. Iggers and James M. Powell (Eds.), *Leopold von Ranke and the Shaping of the Historical Discipline*, New York 1990, pp.132-133.

²⁸⁾ Butterfield, *Man on His Past*, pp.100-141, especially 123, 136-141.

^{(343) 51}巻2号 (2017.1)

5. 冷戦終結後における普遍史的理解の深化

5.1. 冷戦終結後の状況

東西冷戦の終結によって、東西ドイツの分断が終焉し、「完全な主権国家」としての統一ドイツがヨーロッパの中心的大国として登場することとなる。また、ソ連崩壊、ユーゴ内戦、コソボ紛争などヨーロッパ国際政治上の大事件が連続したことも相まって、冷戦終結後は、従来の国内政治的な文脈で叙述される外交史が衰退し、国際関係史・国際政治史が中心に位置付けられることとなった。冷戦期にドイツ外交史研究を牽引したクラウス・ヒルデブラントやペーター・クリューガーも冷戦終結後は本格的に国際政治史研究に乗り出していくこととなる300。

こうした中でヨーロッパ統合のさらなる進展とともにウィーン体制期の 再評価が進んでいくこととなる。以下においては、冷戦終結後に国際政治 史研究として展開された代表的な二つの普遍史的国際政治論を検討してい きたい。

5.2. アンゼルム・デーリング=マントイフェルの国際システム論 冷戦終結後、ドイツでは歴史的アプローチを用いた国際システム論が華

やかに展開されたが、その中でもとりわけ重要な論考の一つがアンゼルム・ デーリング=マントイフェルの国際システム論である³¹⁾。デーリング=マ

²⁹⁾ Theodor Schieder (Hrsg.), Handbuch der europäischen Geschichte, 7 Bde., Stuttgart 1968-1987; Dieter Langewiesche, Deutscher Liberalismus im europäischen Vergleich. Kozeption und Ergebnisse, in: Ders (Hg.), Liberalismus im 19. Jahrhundert, Göttingen 1988, S.11-19, besonders 11-15.

³⁰⁾ Klaus Hildebrand, Europäisches Zentrum, Überseeische Peripherie und Neue Welt, in: Historische Zeitschrift 249 (1989), S.53-94; Peter Krüger, Internationale Systeme als Forschungsaufgabe, in: Ders., Kontinuität und Wandel in der Staatenordnung der Neuzeit: Beiträge zur Geschichte des internationalen Systems, Marburg 1991, S.9-18.

³¹⁾ *Anselm Doering-Manteuffel*, International Geschichte als Systemgeschichte, in: Loth/ Osterhammel (Hrsg.), *Internationale Geschichte*, S.93-115.

(12) ウィーン体制期国際秩序への普遍史的理解の深化

ントイフェルの議論はドイツ的国際システム論と普遍史的伝統を接合させた点に特筆すべき特徴があり、両者の現代的到達点を端的に示すものとなっている。

マントイフェルは国際システムの歴史を次のように分類している。(下線 部筆者)

- a) 1648年~1815年「近世諸国家体系」
- b) 1815年~1870年「ウィーン体制期の多国間秩序」
- c) 1870年~1945年「協調なき自律外交の近現代諸国家体系」
- d) 1945年~現在 「ヨーロッパ統合へ向かう多国間秩序」

ここで、「諸国家体系(Staatensystem)」という概念は否定的に用いられ、「多国間秩序(multilaterale Rahmenordnung)」という概念は肯定的に用いられている。デーリング=マントイフェルの国際秩序認識は以下のように要約される。

まず1648年から1815年までの「近世諸国家体系」においては、諸国家は 闘争的かつ過酷な生存環境に置かれ、諸国家の現実主義的な外交を基軸と した自律外交によって、度重なる戦争を生み、またもたらされた平和秩序 は次の戦争までの休戦協定としての一時的な安定であった。

これが1815年から1870年までの「ウィーン体制期の多国間秩序」においては、18世紀から形成されてきた大国間協調と、国内政治においては停滞をもたらしたものの、ヨーロッパ政治においては国家主義的利己主義を緩和し、調和的秩序の形成に寄与したキリスト教的保守主義を基軸とする超国家的連帯によって、構造的に安定した平和秩序が形成された32)。

さらに1870年から1945年までの「協調なき自律外交の近現代諸国家体系」においては、近世における過酷な生存環境が再来し、国民国家形成による国際政治上の権力獲得とレアルポリティークが推し進められる中で第一次世界大戦・第二次世界大戦という未曽有の破局がもたらされた³³⁾。

最終的に1945年にヨーロッパの主要部分が灰燼と化し、それまでの過酷な生存環境を生んだ闘争的な国際政治が否定されると、とりわけヨーロッパにおいてはウィーン体制の再来ともいうべき大国間協調と超国家的連帯

³²⁾ Doering-Manteuffel, International Geschichte als Systemgeschichte, S.95-100.

³³⁾ Doering-Manteuffel, International Geschichte als Systemgeschichte, S.100-108.

^{(341) 51}巻2号 (2017.1)

の精神が復興し、「ヨーロッパ統合へ向かう多国間秩序」がもたらされた³⁴⁾。マントイフェルの核となる専門は19世紀の国際政治であるため、国際システムの用語法は近世国際政治を専門とする歴史家などからみると奇異に見えると思われ、特に「諸国家体系」に大きな負のイメージを背負わせることに強固な異論があるものと思われる。とりわけ近年の近世国際政治史の飛躍的な発展に鑑みれば、「近世諸国家体系」への理解が皮相的であるとの批判は免れないものと思われる。ただし、マントイフェルが主張する国際システム変容の巨視的な時代区分に関しては、ドイツ語圏の歴史家の間に大きな異論はないものと推測される。

それでは、マントイフェルによって区分けされた国際秩序の変容は何によってもたらされるのだろうか。マントイフェルは数百年に及ぶ国際システムの軌跡によって「行動規範としてのシステム思考」が確立したとしている。この「行動規範としてのシステム思考」はシステムレベルと国家レベルの双方から形成される。マントイフェルによれば、「諸国家体系はアクターの行動規範を形作り、パースペクティブを規定し、諸国家の政策の限界を確定する」のであり、これはシステムレベルから諸国家の外交政策の限界が規定されるという文脈である。また、「同時にアクターはその時々の諸国家秩序に影響を及ぼし、構造原則を変え、新たな国際情勢(体制)へと導く」のであり、これは国家レベルの行動がシステムの変容を引き起こす契機を指し示している350。

このように国際システムの変容のメカニズムを分析した上で、マントイフェルがとりわけ重視しているのが「ウィーン体制期の多国間秩序」から「協調なき自律外交の近現代諸国家体系」へと変容していく、1848年の三月革命から1850年代にかけての変容プロセスである。この期間において、マントイフェルはたしかに国内政治上はイギリスが躍進し、オーストリアが停滞していたことを認めるものの、国際政治上の評価は真逆のものとして取り扱う。すなわち、国家的統一性と立憲主義的議会が存在し、経済的にも先進的で、穏健な社会的保守的改革措置を断行したイギリスの卓越した近代性が、ヨーロッパ国際政治の文脈の中ではナショナリズムと帝国主義

³⁴⁾ Doering-Manteuffel, International Geschichte als Systemgeschichte, S.108-115.

³⁵⁾ Doering-Manteuffel, International Geschichte als Systemgeschichte, S.93.

(14) ウィーン体制期国際秩序への普遍史的理解の深化

の時代を先取りし、クリミア戦争以降の協調なきレアルポリティークの時代へと推し進める役割を果たした、と指摘する³⁶⁾。

マントイフェルの議論はいわゆる「パクス・ブリタニカ」論への強力なアンチテーゼであるのと同時に、イギリスからヨーロッパ全体へと波及したレアルポリティークが「ウィーン体制期の多国間秩序」から「協調なき自律外交の近現代諸国家体系」へと国際システムを変容させ、それが最終的には20世紀初頭の第一次世界大戦、20世紀中盤の第二次世界大戦へとつながる国際システムの変容であったとしている。すなわち、マントイフェルは「20世紀の両大戦の諸問題が19世紀中盤の国際秩序の変容の中にヨーロッパ的現象として生じている。370と指摘するのである。

マントイフェルの国際システム論は、国際システムの長期変動あるいは長期循環のプロセスを視野に入れると同時に、従来の近視眼的な戦争原因論を超えた巨視的な歴史的検討の必要性を訴えている。このように冷戦終結後に再浮上した19世紀国際政治史への異議申し立ては、自由主義政治思想の国際政治への影響を問う次のエッカート・コンツェの議論へとつながっていくのである。

5.3. エッカート・コンツェの自由主義批判

1963年生まれのマールブルク大学教授エッカート・コンツェは、戦後ドイツ史を専門とし、ドイツを代表する現代史の担い手である。コンツェは現代史家であると同時に、ドイツ歴史学の研究史を通じて、政治史学の再定義を行い389、ドイツにおける国際関係史の知的伝統を再評価するなど399、旺盛な研究活動を続けている。このコンツェが2007年『史学雑誌(Historische Zeitschrift)』の特別号に掲載した論文「男たちと強国たちを超えて。システム史としての国際政治史」400 は、諸国家体系を軸に近世・近代

³⁶⁾ Doering-Manteuffel, International Geschichte als Systemgeschichte, S.100-101.

³⁷⁾ Doering-Manteuffel, International Geschichte als Systemgeschichte, S.101.

³⁸⁾ *Eckart Conze*, "Moderne Politikgeschichte". Aporien einer Kontroverse, in: Guido Müller (Hg.), Deutschland und Westen, Stuttgart 1998, S.19-30.

³⁹⁾ *Eckart Conze*, Abschied von Staat und Politik?: Überlegungen zur Geschichte der internationalen Politik, in: Ders/ Ulrich Lappenküper/ Guido Müller (Hg.), Geschichte der internationalen Beziehungen, Köln 2004, S.15-43, besonders 25-38.

の国際政治史を概観するレビュー論文の体裁を採っており、とりわけ19世紀の近代国際政治史の部分については、冷戦期の自由主義研究の進展を受けて、19世紀における自由主義の国際政治への影響を正面から問う内容となっている。

19世紀国際政治史について、コンツェが問題としているのは思想としての自由主義ではなく、歴史現象としての自由主義であるという点には注意が必要である。コンツェは、イギリスの政治的対立軸として、トーリー党・保守党の支持基盤としてのプロテスタントの国教会があり、自由党の支持基盤としてのカトリック勢力があったという、ヨーロッパ大陸の思想的対立軸とは異なる「ねじれ」が存在しているという前提を置いた上で、1840年代から表面化した自由主義と国民的権力国家との協同を指摘する。ドイツにおいては、自由主義が優勢になるのは1850年代であり、1860年代から自由主義と国民的権力国家との協同が始まったと指摘する41。

ここにおいて、自由主義と国民的権力国家との協同を推進したのは、コブデンやブライトの(急進的)自由主義思想ではなく、パーマストンとグラッドストンによってもたらされた自由の主張と外交政策の一体化である。さらにコンツェはパーマストン外交をレアルポリティークの先駆けであるとし、ウィーン体制の崩壊もイギリスによって主導されたと指摘する。レアルポリティークに関しては、ドイツ語圏の教科書的な理解では1848年のメッテルニヒ失脚後にオーストリア首相兼外相に任命されたシュヴァルツェンベルクから始まるものとされているが、コンツェはとりわけ1830年代から台頭したパーマストン外交にその淵源を求めている420。

コンツェはさらに個人の自律の思想が「自律性」の重視という意味で国 民的権力国家を下支えし、議会と世論の追求する国益がヨーロッパ全体の 利益よりも優先された背景に、自由主義者が権力政治を希求したことを挙 げている。最終的には、こうした自由主義もしくは自由主義者によって後

⁴⁰⁾ *Eckart Conze*, Jenseits von Männern und Mächten. Geschichte der internationalen Politik als Systemgeschichte, in: Historische Zeitschrift, Beiheft 44 (2007), S.41-64.

⁴¹⁾ Conze, Jenseits von Männern und Mächten, S.55-56.

⁴²⁾ Conze, Jenseits von Männern und Mächten, S.57.

(16) ウィーン体制期国際秩序への普遍史的理解の深化

押しされた権力国家が多元的な国際システム(諸国家体系)を破壊した、と厳しく糾弾するのである⁴³。この主張は戦間期のネフが、ウィーン体制のヨーロッパ協調を破たんへと追い込んだ国家的利己主義を「国民国家的個人主義(Der nationalstaatliche Individualismus)」⁴⁴⁾ と呼んで批判し、19世紀の自由主義にその遠因を求めた主張の再現と言える。

ただし、コンツェはこのように19世紀国際政治史における自由主義の影響を批判するものの、19世紀における自由主義思想の変質の影響については触れていない。すなわち、思想的にはJ·S·ミルがフンボルトなどのドイツ教養主義の遺産を内在化し⁴⁵⁾、自由主義を内面的に深化・変質させたこと、あるいはトーマス・ヒル・グリーンのイギリス理想主義がカントやヘーゲルの影響を強く受け⁴⁶⁾、従来のイギリス自由主義を批判した上で自

⁴³⁾ Conze, Jenseits von Männern und Mächten, S.58-63.

⁴⁴⁾ Näf, Staat und Staatsgedanke, S.9.

⁴⁵⁾ J·S・ミルは『自由論』においてたびたびヴィルヘルム・フォン・フンボルトに言及し、依拠している。ただし、ミルが引用したフンボルトの言辞の最重要箇所と思われる部分を注意深く検証すると、フンボルトが掲げる人間の最高の目的は「自由」ではなく、「人間の諸能力を最高度にまた最も調和的に発展せしめて、完全にして矛盾なき一つの全体たらしめること」、すなわち、人間としての完成や人格陶冶に向けられているのであり、「自由と状況の多様性」はそのための必要条件として提示されているに過ぎないことが判明する。J·S・ミル『自由論』(塩尻公明・木村健康訳)岩波文庫、1971年、116-117頁。また、『大学教育について』においても、ミルはスコットランドに対してイングランドの教養教育が立ち遅れてきたことを嘆きつつ、英国における「商業面での金儲け主義」と「宗教の面での清教主義」が情操の陶冶を欠落させていることを厳しく批判し、知性教育・道徳教育・情操教育の三者を併せた教養教育の充実を訴えている。J·S・ミル『大学教育について』(竹内一誠訳)岩波文庫、2011年、16-19頁、121-125頁、172-173頁。

⁴⁶⁾ 行安茂はグリーンの思想体系に関し、「彼 (=グリーン) は政治の基礎を道徳に求め、さらに道徳の基礎を宗教的なものに求める。彼の思想体系の根幹は永遠意識にある。しかし、この意識は神と結びついているように見えるが、その関連は明確には述べられてはいない。永遠意識は彼の宗教論を離れて理解できない」と論ずる。行安茂「グリーンの思想体系と理想主義」行安茂(編)『イギリス理想主義の展開と河合栄治郎』世界思想社、2014年、52-65頁、特に63-65頁。

由主義思想を大きく、そして決定的に変質させ、20世紀の「リベラル」思想への橋渡しとなったという、19世紀自由主義思想の変質が国際政治とどのように関わっているのかについては分析されていないのである。コンツェの自由主義批判の暗黙の前提とは、「リベラル」思想とは看板には「自由」を掲げているものの、内実は人間性・人格を重視するドイツ思想であり、コンツェの批判する自由主義ではもはやない、という意味を含んでいるのであろうか。われわれも単にコンツェの批判の一面性を批判するだけでなく、ドイツ歴史学における自由主義の定義、研究の展開を改めて検証する必要があるものと思われる。

たしかに19世紀自由主義思想の変質によって準備された「リベラル」が 国際政治に影響を与えるのは、20世紀のことであり、コンツェが19世紀国 際政治史のレビュー論文の中でこの点に触れなかったことは故なきことで はない。しかしながら、マントイフェルの主張するように、19世紀史の問 題性が20世紀前半の2つの大戦と直結しているとすれば、「リベラル」の誕 生による国際政治への影響を看過することは、国際政治史の本質的理解を 大きく妨げてしまうこととなろう。ここでコンツェの主張をさらに敷衍し、 「リベラル」が国際政治に影響を与え始めた20世紀国際政治史を展望するこ とは、19世紀国際政治史から始まる問題性が現在とどのようにつながって いるのかを考察する上できわめて有益なものと考える。そこで、やや拙速 な推論とはなるが、ウィーン体制に始まる国際政治史の20世紀への影響に ついてドイツの歴史家の観点を代弁して考察すれば、次のような主張とな るものと思われる。

すなわち、19世紀における自由主義思想の変質、換言すれば自由主義思想のドイツ化によって準備された「リベラル」と、キリスト教民主主義というドイツ的な保守思想、この二方向から成るドイツ化・保守化によって、20世紀後半には社会的市場経済に代表される修正資本主義体制と福祉国家が準備され、1970年代までの「ブーム」の時代と西側世界を中心に比較的安定した国際政治を形成した。そして1970年代から始まり、1990年代に世界的に拡散した新自由主義の流れとは世界の再アングロサクソン化であり、それが現在、19世紀末から20世紀前半と同様に、グローバリズムによって準備された国際政治の動乱化とポピュリズム政治と排外主義を生んでいる470。と、大略としてこのような主張へとつながってくるのである。すなわち、

(18) ウィーン体制期国際秩序への普遍史的理解の深化

ドイツ思想による保守化が、「ブーム」と国際政治の安定(ウィーン体制・ヨーロッパ統合)を生み、アングロサクソン化による自由化が、グローバリズムと、その帰結としてのポピュリズムと排外主義を生むという主張である。こうした主張の歴史的な真偽は将来の綿密な検証に委ねられるところではあるが、まさしくこうした主張こそがウィーン体制を起点とする国際政治史をアクチュアルな問題性へと結びつけ、ドイツの歴史家を現代との比較研究へと向かわせる推進力の核心を成すものと思われるのである。

6. おわりに

ウィーン体制期国際秩序への普遍史的理解は、19世紀前半のランケより始められ、20世紀前半のスルビク、ネフを経由し、20世紀末にはマントイフェルやエッカート・コンツェに受け継がれて深化してきた。ここにいう「深化」とは研究の進展に伴う分析の精緻化と現代国際政治への洞察の深まりのことを指しており、ドイツ歴史学の発展が普遍史的理解の深化をもたらした過程の背景には膨大な研究が存在している。とはいえ、本稿の検討ではあえて膨大な先行研究を詳細に追うことはせず、議論全体の概観を明らかにするために「深化」の方向性や推進力を描き出すことに注力した。

本稿で検討したように、英語圏の研究に依存するわが国の国際政治史研究とは異なり、ドイツ語圏では独自の国際秩序論が展開され、わが国に導入された英語圏の議論とは異なる観点から国際関係史が考察されている。本稿で取り扱ったのは、ドイツ的国際政治論の中でもとりわけ「ランケ的伝統」に属するもの、すなわち普遍史という概念を軸として国際政治史を独自の価値体系で考察する知的伝統である。

たしかにこの普遍史的国際政治論はドイツに特有の観点を指し示すものではあるが、実際は英語圏にも同様の歴史観は存在している。すなわち、英国学派のバターフィールドから政治思想史研究のケンブリッジ学派に流れる、いわゆる「ウィッグ史観批判」の文脈である48。これら議論は一見

⁴⁷⁾ この意味において、重要なことは現在のグローバリゼーションが「二度目の」 グローバリゼーションであるという視点である。*Rödder*, 21.0. Eine kurze Geschichte der Gegenwart, S.55-58.

^{(335) 51}巻2号 (2017, 1)

すると保守主義的な立場に立つものと看做され、たしかにこれらの議論は保守政治の一定の再評価には寄与するが、実際は保守政治の無謬性を主張しているのではなく、その失敗も認識している。しかしながら、保守政治の失敗以上に19世紀以降の欧米政治思想のメインストリームたる自由主義が抱える問題の重大性に着目するところに大きな特徴がある。

とりわけ、普遍史的国際政治論はリーマンショック以降、現代史の問い直しの議論へと直結するアクチュアルな問題性を提起している。すなわち、ここに一貫して流れている問題意識として、人間と国家の利己主義にフリーハンドを与えることで、貧富の格差を助長し、国際秩序を不安定化させ、保守政治をポピュリズムと排外主義に追いやる構造を生み出す自由主義の根源的な問題性への限差しがある。換言すれば、古典的自由主義からリバタリアン的自由主義へと貫流する自由主義の暴力性に対する批判であり、この意味において、いわゆるリベラル批判とは文脈を異にしている。

欧米政治思想における自由主義批判に関しては、第二次世界大戦後、自由主義批判を「ナチズムへの道」と置き換えることで自由主義の問題性を不問に付した経緯がある。戦間期の政治的危機に際し、カール・シュミットのような思想家が政治的決断を求め、ナチズムに加担したことはこうした自由主義批判を無効化する上で大きな役割を果たしている。しかしながら、現代はそうした無効化が通用しない局面を迎えている。というのも、普遍史的国際政治論のそもそもの論拠は人間性を基軸に置くキリスト教であり、元来、人間蔑視のナチズムとは別個のものである。自由主義の側からはフランクフルト学派をはじめとして、保守主義に対する権威主義批判が突き付けられたが、しかし現在ではグローバリズムによって招来する格差社会の問題にある通り、自由主義・新自由主義によって形成される閉鎖的な序列化とそれに伴う権威主義の発生の問題のほうが喫緊かつ世界的な問題となっている。むしろ普遍史的国際政治論からすればナショナリズムであれ、自由主義であれ、利己主義の無制約な開放こそが人間蔑視につながる「ナチズムへの道」を準備するものと捉えている。この意味において、

⁴⁸⁾ この意味において、クェンティン・スキナーの思想史方法論はバターフィールドの『ウィッグ史観批判』の再論ともいうべき内実を有している。クェンティン・スキナー『思想史とはなにか』岩波書店、1999年、47-140頁、特に48-62頁。

(20) ウィーン体制期国際秩序への普遍史的理解の深化

近年の英米におけるポピュリズムと排外主義の台頭はそれを準備した新自由主義の問題性を明快に示す事例と言える。

とはいえ、本稿でも検討したように、自由主義に対する一面的な批判は 避けるべきである。普遍史的国際政治論における自由主義批判とは基本的 には理念に対する批判ではなく歴史的現象としての自由主義の影響に対す る批判である。重要なのは、自由主義とは一面において優れた内容を有し ているものの、同時に限界や矛盾をはらんだ政治思想である、という認識 であろう。普遍史的国際政治論に課せられた任務とは、そうした限界や矛 盾が歴史にどのように現れるのかを検証するものである。

しかしながら、そうした前提や留保を置いた上で、普遍史的国際政治論がわれわれに与える重要なメッセージとは次のようなものであろう。すなわち、近現代国際政治史を通観する上で、欧米政治思想のメインストリームたる自由主義の国際政治への影響は、とりわけ19世紀以降の国際政治史においてはきわめて重大な問題性をはらんでおり、われわれが国際政治史の隘路として批判してきた保守主義の影響はそれと比較すれば問題に対してはるかに限定的な影響しか与えていなかったのではないか。現在、世界に展開している諸問題の根底には19世紀以来の自由主義の問題性が大きく横たわっている、と。このような問題意識は、われわれの世界にはなかった発想であり、こうした普遍史的な観点を付け加えながら、国際政治史の解明に努めていくことは、歴史研究においても、国際政治研究においても、大きな収穫へとつながるものと期待されるのである。

[付記] 本稿は科学研究費補助金 (研究活動スタート支援15H06578) による研究成果の一部である。